

第131回サービス統計・企業統計部会 議事録

1 日 時 令和7年5月27日（火）14:49～16:47

2 場 所 総務省第2庁舎7階中会議室及び遠隔開催（Web会議）

3 出席者

【委員】

菅 幹雄（部会長）、松村 圭一

【臨時委員】

成田 礼子、宮川 幸三

【専門委員】

滝澤 美帆

【審議協力者】

東京都

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造・統計室：田邊室長ほか

【事務局（総務省）】

山田大臣官房審議官

統計委員会担当室：谷本室長、田村次長、松井政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：植松審査官、川原調査官ほか

4 議 題 経済産業省企業活動基本調査の変更について

5 議事録

○菅部会長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第131回サービス統計・企業統計部会を開催します。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。経済センサスに引き続きの審議となりますが、よろしくお願いいたします。

本日は、私と松村委員、宮川臨時委員は対面で、成田臨時委員はウェブで御参加いただいております。また、滝澤専門委員は、御都合により、16時半頃からウェブで御参加いただく予定です。なお、二村委員におかれましては、御都合により御欠席です。

本日の審議案件は、5月16日の第217回統計委員会で諮問された「経済産業省企業活動基本調査の変更について」です。

最初に、審議に先立ちまして、私から3点申し上げます。

1点目は、審議の進め方についてです。審議は資料2の審査メモに沿って、事務局から審査状況と議論すべき論点を説明した後、資料3に基づき、論点ごとに調査実施者から御回答していただいた上で審議する形で進めていただきたいと思いますと考えております。

2点目は、参考2でお示ししている審議スケジュールについてです。今回の諮問については、本日を含め3回の部会審議を予定しております。ただし、3回の部会で審議が終わらない場合は、大変恐縮ですが、予備日である7月8日にも部会を開催させていただく可能性があることをお含みおきください。なお、答申案については、7月に開催予定の統計委員会に御報告したいと考えております。

最後に、3点目として、本日の審議は17時までを予定しておりますが、進行によって若干の前後は御容赦いただければと思います。御予定のある方は、途中で御退席いただいて構いません。円滑な進行に努めますので、恐れ入りますが、効率的な議事進行への御協力をお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。まず、諮問の概要についてですが、これについては既に統計委員会等の場で事前に御説明いただいておりますので、この場での説明は割愛させていただきます。なお、統計委員会での諮問の際は、委員の方から特段の発言はございませんでしたので、その旨を申し添えます。

それでは、資料2の審査メモに沿って、個別事項の審議に入りたいと思います。まず、審査メモ1ページにあります、今回申請された計画の概要及び(1)海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加の「ア調査事項の変更」について、事務局から御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 それでは、資料2を御覧いただければと思います。審査メモと書いてある資料になります。

まず、資料の構成について簡単に御説明をいたします。まず、1の「今回申請された計画について」と記載しておりまして、その下に枠囲みのところで、今回変更申請のあったものの概要ということで2点、記載させていただいております。1つが海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加でございまして、調査事項及び集計事項の追加を行うものでございます。もう1点が(2)の経済構造実態調査及び科学技術研究調査との同時・統一的実施の中止に伴う調査計画の変更でございます。(1)以下に順次変更内容に沿って整理をしておりますので、それぞれ御説明をさせていただければと思います。

資料の構成ですが、枠囲みのところに変更内容の概要を記載しておりまして、その下に審査状況、最後に点線枠囲みで囲んでおりますが、審査部局として設定した論点という順にまとめて記載をしております。

それでは、最初の(1)海外現地法人の活動実態の把握に関する調査事項の追加のうちの「ア 調査事項の変更」についてでございます。変更内容につきまして、こちらの枠囲みの中に記載をしておりますとおり、今回、海外現地法人の活動実態を把握するため、海外現地法人調査票を新設し、海外現地法人の事業活動や費用、収益等に関する調査事項を追加することを計画しております。

これに対しましての当室の審査状況について御説明をいたします。審査状況の(ア)でございますけれども、まず「公的統計の整備に関する基本的な計画」(令和5年3月閣議決定)の第Ⅳ期基本計画でございまして、その中では企業を対象とした統計調査について、

各統計調査の役割分担について検討するとともに、重複是正の取組を推進することとしているところでございます。

経済産業省におかれましてはこの指摘を踏まえまして、省内において企業関連統計の見直しに関する調査研究を開催し、統計利用者と報告者の双方に有益となるような改善策を検討した結果、今回の海外現地法人調査票の新設に至ったというところでございます。

(イ)に移りまして、従前から海外事業活動を把握する調査といたしましては、こちらにも記載しておりますとおり、経済産業省の一般統計調査でございます海外事業活動基本調査、以下「海事調査」と申し上げますけれども、そちらがでございます。審査メモの2ページの方に移っていただきまして、表1で、両調査の調査計画の概要について簡単に整理をしております。

経済産業省企業活動基本調査は基幹統計調査で、日本の企業を対象に、調査事項にあるような企業活動等を把握するものでございます。一方、海外事業活動基本調査(海事調査)につきましては、日本にある本社企業と海外にある現地法人に対して調査票がございまして、海外の現地法人の活動実態を把握することを目的に調査を実施しているところでございます。

調査対象や調査事項等は表1に記載のとおりでございますけれども、両調査、子会社・関連会社の調査の中で、海外の会社数などを把握するなど共通する部分もございしますが、一方で備考欄のところで少し記載しておりますとおり、子会社、関連会社の定義や、報告者や調査対象等々、両調査については一部相違がある状況にございます。

審査メモの3ページに移りまして(ウ)でございますけれども、今回の申請は、一般統計調査でございます海事調査のうち、現地法人調査票の調査事項を経済産業省企業活動基本調査の方に統合するというものでございます。海外現地法人に関する調査事項の比較については表2の方を御覧いただければと思いますけれども、海事調査の調査事項をほぼ本調査に移行するという形で、今回変更計画が提出されているところでございます。

なお、先ほど表1のところで御説明をいたしましたとおり、両調査の定義に一部相違がある旨申し上げましたが、今回の変更、統合に際しましては、経済産業省企業活動基本調査の定義に合わせる形で統合することを計画しているところでございます。

3ページ中ほどの(エ)に移りまして、これらの変更計画につきましては、企業関連統計の体系的な整備を図りつつ、企業活動のグローバル化の実態を的確に把握しようとするものであることから、審査部局としてはおおむね適当と考えているところではございますが、今まで一般統計調査で把握していた海外現地法人に係る調査事項を、今回基幹統計調査に移行して把握することになりますことから、報告者の方の負担や回答の可能性、調査計画の変更に伴う海外子会社のカバレッジの変更などの影響についても併せて確認する必要があるものと考えております。

このため、3ページから4ページにかけての点線枠囲みに書いてありますとおり、論点aからdまでかなり論点が多いのですが、設定させていただいております。今回の変更を行うまでの経緯や、報告者の回答可能性や報告者負担への対応、従来調査との相違への対応や結果への影響、結果精度を確保するための取組等々について確認する必要がある

るものと考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○菅部会長 それでは、各論点について、調査実施者から回答をお願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 経済産業省でございます。よろしくお願いいたします。それでは、御回答させていただきます。

まず、a としまして、これまで海事調査で把握していた調査事項を、一般統計調査でございますけれども、令和8年から基幹統計調査として企活に統合することの結論に至るまで、現地法人の活動の実態が基幹統計として重要であるとした理由を含めて、どのような検討を行ったのかということでございます。

こちらの回答でございますけれども、資料3の3ページ目の上から記載させていただいておりますが、私ども第IV期基本計画で求められております課題につきまして、2か年度かけて調査研究事業を行わせていただきました。具体的には、この企活調査を含め海事調査の利活用状況の確認ということと、報告いただく企業の御負担の軽減という観点の大きく2つについて、双方にとって有益となる改善策というものを目指して検討をしてきたところでございます。

まず、利活用の状況でございますけれども、私ども省内の政策部局の担当者、こちらからのヒアリング、さらには調査票情報の二次的利用の申請案件において、私どもに書類が残っております過去5か年分の案件全てについて、内容を確認させていただきました。

その結果としましては、企活調査と海事調査、こちらの両方の統計調査の情報を同時に活用して、いわゆるパネルデータ化し、再集計化した上での日本企業のグローバルな事業活動の実態把握を目的とする利用が、年々増加傾向にあるということが明らかになったところでございます。ちなみに令和5年度の実績で申し上げますと、海事調査の二次利用の申請件数、全体で35件ございましたけれども、企活データとの同時利用という申請が35件のうち26件という実績でございました。

一方、報告者負担の観点でございますけれども、私ども2か年間に延べ50社以上の対象企業の方に個別にヒアリングさせていただく時間をいただきました。海事調査に関して特に強い御意見としましては、現在の海事調査において、現地法人から報告を受けている情報だけでは調査項目全てに回答することができないと。海事調査の調査用品が届いた段階で現地法人に問合せ等々をして、対応しているということを多くお聞きしました。

加えまして、企業においては海事調査が一般統計調査ということもあって、法務部等を通じて報告義務などについても確認をされている企業も多く存在していて、実際のところ御協力いただけない未回答という企業もヒアリングした中には存在してございました。等々、率直な意見交換をさせていただきました。

そのような結果を受けまして、今回の変更案の検討に当たりまして、私どもとしましては、御案内のとおり国際情勢がこれだけ混迷している中で、私ども経済産業政策の企画立案のために検討分析を行うに際して、やはり世界市場でグローバルに事業活動を展開する日本企業が世界経済にどれだけ影響を与えているのか、よりの確に捉えることが重要となっているということを鑑みまして、さらに海事調査の報告、こちらの方がなかなか企業に

とっても難しいという声も多くいただいておりますので、その辺りについても配慮した調査計画とするということが最も重要というような認識で検討をしてきたところでございます。

結果としまして、企活調査と海事調査をこれまでどおり別調査として実施するのではなくて、基幹統計調査として企活調査を母集団情報とするような形に変更した上で、我が国企業の事業活動全体について、国内及び海外の両面で一体的に把握すること、こちらの方がより有効な情報になると考えた次第でございます。

続いて、論点bに入りますが、報告者負担への配慮、結果の整合性等についてということで、まず1つ目でございますが、企活調査で新設する海外現地法人調査票、報告者は国内本社でありますけれども、基幹統計調査として回答可能性を考慮した適切な調査事項となっているかと、国内本社において必要な情報を持ち合わせていない場合、実施者としてどのような対応を行うのかという論点でございます。

こちらの回答としましては、現地法人調査票の事業活動の状況を把握する調査項目の中で、特に売上高及び仕入高、その中でもそれぞれの地域別での内訳、こちらについて、企業からは現地法人の方に聞いても、取引先について地域別に分けてそもそも把握・管理をしていないという声を多く聞いたところでございます。

他方で、ヒアリングした企業からは、これまでの海事調査の回答に当たっても、現地法人の責任者の方等に問合せ等をされて、取引先の地域別について比率・割合などの確認・回答を得て回答値を作っているという企業も複数ございましたので、これまで売上額、仕入高、それぞれの合計額だけ回答いただいて内訳が未記入であった企業に、地域別の内訳を比率回答でお願いした場合、どのような感触かというようなことも確認させていただいたところ、企業の方に御尽力いただきまして、現地法人の方にその関係で確認を更にしていただいたところ、比率回答であれば対応できるというような声も複数いただいております。

さらにということになりますけれども、企業の方からは、このような改正を行うのであれば、従来のコールセンターで疑義照会等の対応だけをメインで実施してございますけれども、従来のコールセンターだけではなくて、経営コンサルですとか企業会計制度などの知識を持った方に相談できる窓口を設置してほしいという要望も強く受けてございますので、令和8年からこのような改正の上で実施する場合には、新しいより専門性を強化した相談窓口の体制を構築しまして、企業に寄り添って対応するサポート、こちらの方を行っていきたいと考えてございます。

続いて、論点bの②でございますけれども、海外現地法人調査票、こちらに関して実際に記入することになる国内企業数、さらに1社当たりの記入枚数等々の見込みはどれくらいなのかという論点でございます。

こちら、資料3の回答の方は4ページ目に移らせていただきますが、私どもの方で企活調査と海事調査の2023年結果をマッピングした結果で回答させていただきますが、令和8年調査時に御報告をいただきます海外現地法人数は、約5万3,000法人を最大として想定してございます。ただし、次以降の論点で詳細御説明させていただきますが、現在の企活

調査の方では現地法人の数を御回答いただいておりますが、その際は企業間で重複して回答いただいておりますので、結果的に令和8年から海外現地法人票として御回答いただく法人数は、先ほど最大値の想定として申し上げました5万3,000法人よりはかなり減ることになると見込んでおります。

続いて、論点bの③でございます。議決権の所有割合によって、国内の複数の企業で同一の海外現地法人を所有する可能性があるが、それぞれの企業から海外現地法人の活動状況を報告される可能性はないのかと。実際のところ、調査票の審査等の過程で重複回答を防ぐ仕組みはあるのかという論点でございます。

こちらの回答としましては、先ほどの論点の回答に関連したところでございますけれども、現在、海事調査の方では複数の国内企業が同一の海外現地法人に出資等をしている場合は当然でございます。その場合には、議決権の所有割合の高い企業、もしくは同じ場合は企業間で調整をさせていただきまして、どちらか1社の国内企業から現地法人の回答をいただくというような対応をしているところでございます。

この方法につきましては、令和8年から現地法人把握の調査方法を変更することを考えてございますけれども、当然ながら有益と考えてございますので、継続して同様の形で海外現地法人票の回答については対応をさせていただきたいということを考えてございます。私どもの方でも可能な限りプレプリント情報で活用ですとか、またシステムを使った審査等でのチェック等々、これまでの情報も活用しながら重複回答などを防ぐというような取組を実施するとともに、回答いただく企業との相談等々も含めまして、適切に対応した上で効率的な実施、統計精度の確保に取り組むことを考えているところでございます。

続いて、論点bの④になりますけれども、既に報告いただいている数でございますが、企活調査における子会社・関連会社の数と新設する海外現地法人調査票を集計した場合の海外現地法人の数というものについて、整合はするのかという論点でございます。

こちらの回答となりますが、これまでの論点の回答の部分の繰り返しにもなりますけれども、現在の企活調査の海外の子会社・関連会社の数というものについては、国内の複数企業が同一の現地法人に出資等をしている場合には、それぞれで数を報告していただいておりますので、結果的に海外現地法人票の数とは相違があるということになります。こちらの方につきましては、それぞれ調査の目的というところで異なっているためでございますので、当然ながら、海外現地法人票の回答に当たっては、いずれかの国内企業1社から報告いただければ、他の企業から報告をいただく必要はないということになります。この辺りにつきましても、御利用される利活用者の方に誤解等が発生しないよう、結果表の公表時には利用上の注意というところで丁寧に周知をさせていただきたいということを考えてございます。

続いて、論点bの⑤でございます。海外現地法人調査票において、売上高、仕入高を地域別に合算して回答する必要があると。これまでの海事調査における回答状況についてはどのようなになっているか。また海事調査では、報告者の負担の観点からどのような対応を行っているかという論点でございます。

こちらの回答としましては、この海事調査で現在売上高及び仕入高の地域別内訳につき

ましては、私どもが回答いただいた調査票を見ると、未記入率ということをはじいてみると3割前後というような形で、非常に高い未記入率でございます。その場合、私どもの方で全て疑義照会をさせていただいております。

今回の改正に当たりましては、比率での回答を要望する企業も多くおられたということもあって、今回の改正案には、この内訳の部分、地域別内訳については比率回答を可能とするような形の家をお願いしているところでございますので、比率回答であれば対応可能という回答も企業からいただいていることから、新設する海外現地法人票の地域別内訳については、この未記入率という部分についても改善が図られるのではないかと期待もしているところでございます。

続いて、論点cに入ります。従来の調査との相違への対応ということで、まず①でございますが、企活調査と海事調査で、調査対象企業の対象の範囲及び海外の子会社・関連会社（現地法人）の定義、それぞれ違ったわけでございますが、今回企活調査の定義に合わせるというような形で変更を行った結果、現地法人に関する集計結果の時系列的な接続等々、利用者の影響はないかという論点でございます。

こちらの回答でございますけれども、私どもの方で企活調査と海事調査の2023年結果をマッチングした結果でございますけれども、海事調査の現地法人につきましては、約80%が令和8年以降の企活調査に統合後も継続して御報告いただける現地法人というように見込んでございます。他方で、企活調査を母集団とした場合、対象外となる現地法人も当然ながら2割程度でございます。こちらにつきましては、事業規模等々を確認したところ、従業者数ですとか売上高、共に規模が比較的小さい現地法人がほとんどでございます。結果的に時系列上の影響ということについては生じないと考えているところでございます。なお、参考でございますけれども、海事の従前の本社企業調査票ベースで算出してみると、従業者数は86.1%、売上高については89.7%の部分が、企活調査に統合しても継続して調査対象になるというような結果が出ております。

続いて、論点cの②でございますけれども、海事調査で把握した調査事項で、企活調査に移行する際に把握されなくなる項目はあるのかと。また、その把握しない理由は何かという論点でございます。

こちらの回答でございますけれども、今回の改正に当たりまして、既存の海事調査の調査票のうち、本社企業調査票の項目で一つ、現地法人からの受取収益という調査項目について、継続把握しないということになります。継続把握しないと判断したポイントとしましては、この項目につきましては過去から傾向として一貫して同じなのですけれども、非常に記入状況が悪いというところでございます。さらに、疑義照会をさせていただいておりますけれども、それでも何往復かしても結果的に御回答いただけないというケースが非常に多くございまして、さらに私どもの方で企業が公開している情報から何とかデータというところを探っておりますけれども、非常に把握が難しいというところもございまして、ここにつきましては報告者負担の軽減の観点も踏まえまして、令和8年からは継続把握しないということに判断したところでございます。

続いて、論点cの③でございますけれども、今回の申請における調査事項の変更につい

て、これまで企活調査の対象にのみ回答していた企業にとっては、海外現地法人の調査票の追加というようなことになり、海事調査に該当していた企業にとっては新しく基幹統計調査に回答するということになりますけれども、その周知・対応にはどのようなことを考えているのかという論点でございます。

この回答になりますけれども、御回答いただく企業の方に改正の趣旨をまさに御理解いただくこと、これが一番重要と考えてございます。令和8年調査の実施に当たりましては、事前も含めた周知が非常に重要と考えてございます。具体的には調査の実施事務局の設置を、まずはこれまでよりも早く4月早々に設置し立ち上げて、まずは企活調査の専用のホームページ等々で、統計調査の変更内容ということについてお知らせをすることを考えてございます。

さらに、必要な情報を対象企業となる企業の方に御連絡をさせていただきたいと考えてございます。必要な情報とは何かということでございますけれども、まず企業によって、この企活調査と海事調査の現在の窓口を確認してみると、両調査、窓口の約半分ほど部門、担当者が違うという状況でございます。企活調査につきましてはどちらかというと総務部系、場合によっては経理部系が多いのですが、海事調査については、海外事業部がある企業についてはそちらの方が窓口になっているケースが多いというような結果でございます。そのため、令和8年の企活調査からは、従前の海事調査では御社の何々事業部の何々さんが窓口として御対応いただいていたというような情報も含めて企業に御連絡をさせていただいて、企業の方においてどのような対応をするのかというような御検討をいただく時間を可能な限り設けさせていただいて、さらにその段階から相談も対応できるようなコールセンターを含めた設置を早く行いたいと考えてございます。準備の段階もそうでございますけれども、実査開始後も企業の実情に応じた相談体制、新しい窓口等々を含めた体制を構築して、企業に寄り添った対応をさせていただくということを考えてございます。

続いて、論点のdでございますけれども、これ以外で上記調査結果の精度を確保するために、どのような対応を行っているのかという論点でございます。

私ども統計調査の精度を確保するために、当然ながら調査対象企業に御協力いただくことが何よりも重要でございますけれども、そのためにも分かりやすい関係用品の作成ですとか、回答しやすい現地調査票の整備など、可能な限り取り組んでいるところでございます。今後もこれまでの実査で得た経験等々も当然私ども蓄積してございますので、そのような経験の情報を財産として有効に活用しながら、外注事業者とも連携して効率的な調査の実施、企業の立場に寄り添った調査環境の整備に努めたいと考えてございます。

例えば、これまで疑義照会ですとか問合せ等をさせていただく場合は電話がほとんどで、企業によって電子メールを活用させていただいてやり取りをさせていただいておりましたけれども、必要に応じてリモート会議ですとか、場合によっては対面での御相談というようなことも念頭にした上で、統計精度の確保に取り組んでまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○菅部会長　ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に対し、御質問、御意見をお願いします。多数論点があります

ので、順番に行きましようか。それでは、今の（１）海外現地法人の活動実態把握に関する調査事項の追加の「ア 調査事項の変更」のうち、これは a、b、c、d とあるわけですが、そのうちの a、b について御質問、御意見ををお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

まず最初に成田臨時委員が挙手なさっておられます。成田臨時委員、よろしくお願いいたします。

○成田臨時委員 成田でございます。私から４つございます。

まず、審査メモの２ページですけれども、左の経済産業省企業活動基本調査の基準となる期日でございますが、今、毎年６月１日現在となっておりますが、次のページ、上場会社だと３月決算が７割超あると思うのですけれども、３月末が基準日となっていない理由を教えてください。これが１つ目です。

２つ目です。調査の実施期日でございますが、今、毎年５月中旬から６月下旬となっておりますが、５月中旬だと会社法の監査の真ただ中の会社も多く、また、６月下旬だと有価証券報告書の監査の真ただ中でございますが、こちらの回答が経理担当だとすると、回答が困難なのではないかと思っているのですが、その点は大丈夫でしょうかというのが２点目でございます。

３点目は、この同じ２ページ目の右の方の備考のところ、海外事業活動基本調査の右のところに「海外子会社」と書いてあって、現地法人のうち、日本側出資比率が１０％以上の外国法人と読めるのですけれども、子会社というのは５０％以上の場合を指すので、もし１０％以上ということであれば、海外子会社ではなくて「海外現地法人」に変えた方がよろしいかと思います。もし海外子会社であれば、これ、孫会社のところが「日本側出資比率が５０％の海外子会社が５０％超の出資を行っている外国法人」と書いてあって、この孫会社の定義は合っていると思うので、上が１０％ではなくて５０％の間違いであれば海外子会社のままで良いと思うので、こちらはどちらなのでしょうかと御質問が３点目です。

そして、４点目でございますが、こちらは資料３の方の３ページの b の①か b の⑤に関連しての御質問でございます。今、上場会社は有価証券報告書でセグメント情報の開示をしていますけれども、その中で地域ごとの情報についても開示がされてございます。それは売上高が開示されておりますが、仕入れについてはない状況でございます。比率であれば回答可と b の⑤の方に書いてありますが、その回答可と言われている会社の規模はどれくらいなのでしょうかと。それが４つ目の質問でございます。

以上でございます。

○菅部会長 ありがとうございます。

これ、よろしいでしょうか。それでは、実施者の方から御回答をお願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 成田臨時委員、ありがとうございます。４点ほど御質問いただきました。

まず、企活調査の基準となる期日が６月１日の件でございますけれども、企活調査につきましては、従前は毎年３月３１日現在という調査期日で実施をしてきておりましたが、令和４年調査から経済統計の体系整備ということで、経済構造実態調査及び総務省統計局が

実施されている科学技術研究調査の3つについて、同一名簿、同一期日というような形で一体的に実施する体制を実施してございます。その際、この3つの基幹統計調査につきまして、基準となる期日を6月1日現在にするというような形で実施をしてきたのが、この6月1日となっている経緯でございます。

それから、その次の調査の実施期間、成田臨時委員から企業の実情のお話をいただきました。ありがとうございます。そのとおりと思ってございます。実際、私ども企活調査をやっていく中で、企業の方からも、株主総会前のこの忙しい時期に対応できないというような声もいただいております。現在、関係用品の送付のタイミングは5月中旬からお届け等々をさせていただいておりますが、回答につきましては6月下旬の方に多くなっていると同時に、実際には7月に入ってから企業の方に御協力いただいているというのが実態でございます。

それから、同じページの右側の海事調査の備考欄の表記のところでございますが、すみません、成田臨時委員の御指摘、そのとおりだと思うのですが、実はこの海事調査につきましては、私ども統計調査の実施部門で実施する前に、1971年（昭和46年）になりますけれども、一番最初に開始したのが政策部局の方で実施をしてございまして、以降、平成8年（1996年）になりますけれども、私ども統計部門の方に移管して実施をしてきた経緯がございまして、実はこれは恥ずかしい話ですけれども、政策部局で実施を開始した当時の経緯も含めて、私どもに資料が残っていないこともあって、御指摘のとおり、現在は変わっているかもしれませんが、従前の定義のままの表記が残っているのかもしれませんが。これは一部推測が入りますけれども、そのような形になっているのではないかと考えます。

最後に、私どもの回答のbの①のところで、比率なら回答可能というような声を寄せた企業はどのような規模かということでございますが、正直申し上げて、どちらかという国内本社は大きい企業でございます。現地法人については、2桁の現地法人があるというふうにお話しいただいた企業が複数になりますけれども、確認いただきました。業種としましては製造業が1つ、商社的な部分が1つと、1つは商業活動を行っている企業というような形で、決して一つの業種に偏っているとかいうような確認結果ではございません。私ども、そのような広く関係者に確認をいただけたということで、感謝しているところでございます。

御回答になっていればと思います。

○菅部会長 成田臨時委員、いかがでしょうか。今の御回答について、御意見よろしくお願いします。

○成田臨時委員 まず1つ目は、6月1日の基準日で問題なければこちらは良いと思いますし、実施期日も結局7月でも回答可であれば、それは問題ないと思います。

3つ目の方は、定義は間違っていると思うので、もし「海外子会社」であれば50%以上、10%だったら「海外現地法人」に変えられた方が良いと思いますので、これはお調べいただいて、どちらかにされた方が私はよろしいのではないかと考えています。これ、定義が間違っていますよ。海外子会社だと10%以上ではないです。

4つ目でございますが、大きい会社ということでも、その大きい会社の規模は分かりま

せんが、上場会社でも小さめの会社が仕入れの地域別は把握していない可能性が高いので、その点をどうフォローされるかというのを、相談窓口の方がお考えいただいた方がよろしいかなと思っております。

以上でございます。

○菅部会長 よろしく申し上げます。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 1点だけ事務局から補足をいたしますが、今回、海外事業活動基本調査の方については、経済産業省企業活動基本調査の方に統合いたしますので、例えば基準となる期日については、これは3月31日現在ということで先ほど経済産業省から御説明いただいたのですが、実はこれは元に戻すという、3月31日現在に今回戻したいということで、後ほどこれについてはまた御確認をいただく予定です。

海外子会社の話につきましても、基本的には経済産業省企業活動基本調査の定義の方を採用するというので、今回見直しをすることにしておりますので、その中でちょっと書きぶりについてはまた御確認をいただければと考えております。若干の補足でございました。よろしくお願いいたします。

○成田臨時委員 分かりました。

○菅部会長 よろしいでしょうか。基準となる日は、だから結局3月31日になる話がこの後、出てきますし、調査の実施期日も7月まで可能であるということで、定義については正しい定義に移るわけで、それは問題ないのではないかなと。非常にクリアに分かった。あと、仕入れのセグメントは把握していないはずだということで、これはどのようにするのかということについては、やはり検討する必要がありますねということだと思います。成田臨時委員、よろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

○成田臨時委員 よろしく申し上げます。はい、大丈夫です。

○菅部会長 それでは、次に宮川臨時委員、よろしく申し上げます。

○宮川臨時委員 ありがとうございます。宮川でございます。御説明ありがとうございます。

この全体像で言えば、この中でも回答者の負担を軽減するというようなお話を何度かされていて、確かにこの海事と企活が一緒になるといって、回答者の負担も軽減されるのでしようけれども、利用者側も非常に便利なことが多いだろうと思います。これをわざわざマッチングして使うというようなことをしなくても、一式のデータで、特にマイクロデータを使うという話になると非常に便利なのだろうと思うので、全体像としては大変結構なことだと思っております。

1点教えていただきたいというか確認させていただきたいのは、その対象企業がどういうふうになるのかという点を少し教えていただきたくて、これは資料3の4ページですけども、円グラフが出ているわけですが、まず右の円グラフで5万3,002と書いてあるのは、これは先ほど下のところで重複がありますよというお話をされていましたが、重複分を除いたとすると、それが新たな企活で、海外現地法人調査票の回収数というか母集団というか、回収できるかどうか分からないですけども、調査票を配布する数というふう

考えて、まずはよろしいのでしょうか。それはよろしいわけですか。一つずつ教えていただきたいのですが。

○菅部会長 はい。よろしくお願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 5万3,002について、どこどこが重複しているか分からないので。

○宮川臨時委員 それは分からないということ、まだ分からないという。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 はい。実際4万になるのか、3万幾つになるのか分からないというのが正直なところです。

○宮川臨時委員 そのときに、ちょっとまたこれは話がずれちゃう部分もあるのですが、重複しているかどうかの識別はしない、重複しているかどうかを事前に識別することはできないわけですね。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 現在、海事調査で企業の方で調整した結果、何かの情報でA社とB社で調整して、A社の方で回答するというような情報はありますが、全ての情報が分かっているわけではないのでというのはございます。

○宮川臨時委員 そうなのですか。いや、そうすると、約5万3,000からその引き算をする重複分が幾つかということはほぼ分からなくて、そうすると、調査票を配る数は5万かもしれないし、3万かもしれないしという世界だということがまずあるということですね。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 引き続き、現地調査票として現地法人のところ、把握、分かっているものについてはプレプリントしたいと思っておりますが、それ以外のところは分かりませんので、白票をお渡しお願いして御回答いただく。逆にどれぐらいありますかというのが事前に分かれば、その分をお送りさせていただくというような対応になると考えております。

○宮川臨時委員 左側のこの海事調査現地法人調査票は、これは実績数として回答数ということなのですか。そうすると、これは実際に回答があった数だとすると、もっと多い可能性もあるということですか。それとも、これが母集団的な話ですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 私どもでこれは回収数でございますので、約2万6,000。

○宮川臨時委員 そういうことですね。その母集団というか、調査対象としてはもっと多いというのが実態だという？

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 はい。現地法人の存在としては、回収数としての母集団としては分かっておりますけれども、本社調査票としてはいわゆる御協力いただけていないものもございますので。

○宮川臨時委員 で、この左側の約2万6,000のうちの、これはちょっとcの方とも関係してしましますが、79.9%、2万727は、これは右側の約5万3,000の中には少なくとも含まれているはずだということですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 その通り、79%、80%は含まれていると考えています。

○宮川臨時委員 これは重複は入っていないと考えていいわけですね。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 左側でしょうか、左側は重複はないです。

○宮川臨時委員 左側には重複は入っていないのですね。だから、少なくとも右側も、2万727はよりは多いはずというのが分かるということですね。このときの残りの20.1%の企活の対象外企業というのは、これはなぜ対象外かという話になると、これはもともとの企活の規模50人未満とかそういう話で対象外だから、今後調査されないと。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 左側の企活対象外の現地法人5,199となっていますが、ここには、例えば純粋持ち株会社など企活の対象外となる国内本社の現地法人が含まれるということになります。

○宮川臨時委員 なるほど。ここが恐らく、先ほど御説明したような規模がすごく小さいと。だからここはあまり影響がないですよというのはこの話と。一方で、右側の表の、今度約5万3,000の中の海事対象外企業の子会社・関連会社というのは、これは何に該当するどういうものなのでしょう。1万3,287とありますが、これはそれこそ備考のところにある定義の違いみたいな話ですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 はい。これは定義の違いでございまして、純粋持ち株会社なんかも含まれます。母集団が企活調査は約4万5,000、海事調査は1万でございしますので、まずそこで大きな違いがある。母集団というのは国内企業ですね。そこが定義で違うというところがここに入ります。

○宮川臨時委員 ただ、これは海事調査というのは、海外現地法人を持っていたら基本的には調査するわけですよね。そうすると、こちらは何になるのでしょうかねというか、結局、海事調査の調査外だったのに、企活の調査範囲に入っている海外現地法人というのはどういうものになるのでしょうか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 従来からこれは企活調査と海事調査の母集団を別々、独自名簿でやってきていますので、純粋持ち株会社を含めて、私どもが先ほど海事調査については平成8年に引き継いだと御回答させていただきましたけれども、それ以前からの母集団をベースに実施してきていますので。

○宮川臨時委員 そうすると、いや、ちょっとお伺いしたかったのは、資料2の方の調査の概要みたいなところで、過去のこれまでの話の定義とかで言うと、調査対象は海事の場合は海外に現地法人を有する我が国企業の全数と一応なっているわけですね、業種を絞って。ですけれども、漏れがあったという感じの話ということですか。要するに、海外法人全数になっていたとしたら、海事調査対象外で海外の子会社・関連会社というのはなかなか出てこなさそうな気もするのですが、対象外企業というのは、それはどのような理由なのですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 漏れという言葉が適切かどうか難しいですが、それぞれ別々に実施していた結果、海事調査の方で途中で対象外になっている企業も存在しているということが想定されます。

○宮川臨時委員 これは企活の結果から見たものであるということなわけですね。分かり

ました。

私が何でこんなにしつこく細かく伺ったかというと、やはり調査対象がどう変わるのかというのは結構重要なことだと思って、私はすごく増えるのかなという感覚もあったのですが、一方で重複が分からないという意味で言うと、必ずしも増えるかどうかも分からないということなのかもしれないと、その辺りはやってみないと分からないというところはあるのでしょうか、1点、やはり少し心配なのは、これはcの話になってしまいますが、cの①で、海事調査の現地法人の80%が本調査になると継続されると。これは先ほどの円グラフで言うと、左側のところの8割がもう継続される。これは確かなお話だと思うので、そのとおりで、さらにそれが数ではなくて、労働者数とか売上げだともっと割合が高まりますよと。だからいいですというのはあると思うのですが、一方で、企活の方がもし大きいという話になってくると、逆にその金額自体は非常に膨らむということもあり得るかもしれないわけですね。

そのときに、時系列の比較が必要という話になったときに、例えばこの継続している80%だけの結果を参考表として出すとか、何かそんなことを想定されているのでしょうか。その時系列に対する対処という意味で、何かお考えになっているのかなというのが質問という形なのですけど。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 私ども、まず現地法人の正しい数が分からないというのが最大のポイントだと思っております。海事調査もやりながらやはり一番の悩みでございますので、今回のこの改正案も、一度そういった意味では過去の海事調査、企活調査との断層といいましょうか、時系列上の接続が完全にはできないということは、認めざるを得ないと思っています。

他方、今回のこの改正案であれば、少なくとも今の海事調査よりは、現地法人の把握方法といいましょうか、把握できる数ということについては膨らむ、確認ができる、そこがある意味スタートと言ってはちょっと失礼かもしれませんが、その現地法人に関する情報の把握という意味では、こちらの方がベターだという考えでいるのも事実でして、御指摘いただいた例えば8割以上継続というところでデータ整備という考えも、当然私どもの中にはその中の検証はやってみたいという考えはございます。ただ、それをすぐ公表するかどうかということも含めては、少し慎重に検討させていただいて、できれば一度だけの結果ではなくて、やはり数年間、実績を作った上で、いろいろな検証をしていきたいというのが考えとしてはございます。

○宮川臨時委員 ありがとうございます。やはりここでの問題意識・論点というのは断層ができるということで、例えば、今までカバーできていなかったところがあったというのはあまり言わない方がいいのかもしれないですけども、それが今回、非常に広い範囲にカバーできるようになった。これは大変すばらしいことだと思うのですね。

そうだとしたときに、それをただ今まで押さえられていなかったのが押さえられたことで、逆にその海外現地法人数が莫大に増えたと、経済状況として増えたみたいな誤解を与えるようなことはない方がいいというのが多分重要なポイントだと思うのですよ。ここでの説明だと、80%が継続だから接続上問題ないみたいなニュアンスで受け取ってしまうと、

何か誤解を与えそうだなと思ったので、むしろ今、最後に御説明いただいたとおりで、しっかりと母集団名簿を精査して、しっかりとカバレッジを増やしたという話であれば、断層ができることはむしろ誇っていいということもないかもしれないですけども、悪くないことなのかなというふうに思いますので、その辺りで時系列接続ができているかのような誤解を与えたりすることがないように、何か処理をしていただくといいのではないかなというふうに思いました。

すみません。以上です。ありがとうございます。長くなりまして。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 宮川臨時委員、ありがとうございます。まさにそのとおりと我々も考えておりまして、令和8年の結果の公表については、利用いただく方々にその趣旨も含めて、このような断層という言葉がいいかどうかは別としても、データが直接的には接続できないということも丁寧に説明するような形で行いたいと思いますし、実際、企業ヒアリングさせていただいた企業の中には、現在企活には御協力いただいているのですけれども、海事には御協力いただけていない企業も複数社ヒアリングさせていただきましたので、そういった意味で現在のこの企活と海事は、データ接続という観点からの基幹統計調査化であるため提出して下さいということではなく、産業政策の企画立案に我が国企業の実態を示すために企業に御協力いただきたいと言う、企業のマインドも若干前に動かしたいことを期待して対応案と考えております。ありがとうございます。

○菅部会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見。松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 御説明ありがとうございました。

まず、最初のaのところですが、ここで御説明いただいたことは、やはり極めて重要なこの調査の意義だと思います。報告する側からすると、その調査の意義や用途を知ることが回答上でのモチベーションになりますので、これらは改めてしっかりと伝えていただきたいと思っております。

今回、頂いた資料1－2の一番最後のところ、36、37ページにそういった説明が付いているのですが、まさにここに実施の必要性やその利用目的が述べられています。この資料は報告者に対して配布されるものなのですかというのが、1つ目の質問です。二つ目は今回海事調査が統合されますが、その変更に関する何か説明用のペーパーが別途あるのかということです。

○菅部会長 よろしく願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 松村委員、ありがとうございます。資料1－2の36ページ、37ページの部分でございますけれども、すみません、これは何と言ったらいいのか、役人の紙でございますので、堅めに書いているというのが正直なところでございます。企業の方にお届けする部分でのお伝え方法というのはもっと分かりやすいというか、経済産業省を含め、政府として日本企業の御支援のためにも、このような活用をするのが目的だということをもう少し内容も含めて、まさに報告いただく企業のモチベーションが高まるような内容にした上で対応したいということは考えてい

るところでございます。

2つ目の海事も、なぜ現地法人の情報も基幹統計調査化した上で御報告していただくのかということについても、同様に詳しく、企業の皆様のモチベーションが上がるような形に誘導できるような内容で、御説明、御連絡等をさせていただくことを考えてございます。

○菅部会長 よろしく申し上げます。

○松村委員 ありがとうございます。まさに更問いで聞こうと思っていたことを、今ちょっと御説明いただいたのですが、36・37ページの方は表現が固いと感じておりましたので、おっしゃるとおり、非常に分かりやすく見やすい形でお伝えいただければありがたいと思っております。

その際に、これは行政文書だからこう書いてあるということなのでしょうけれど、例えば37ページの2ポツの他統計との重複のところで、データ移送を今回、調査実務の効率化のために法人企業統計だけにしますという書き方になっています。これを普通に読むと、移送が3つから1つに減るので報告者の負担が増すように感じますので、仮に報告者にこれをお伝えするときには、例えば移送内容の軽重や、忘れた頃に疑義照会が来て困るといった報告者側の意見も含めて、変更点を分かりやすく誤解のない形でお伝えいただければと思います。

それからもう一つ、先ほど成田臨時委員からもありましたけれども、bの⑤のところで、未記入率が高いので、今回比率での記入も取り入れてより回答しやすくするというのは大変ありがたい良いことだと思います。一方で比率回答にしても、答えられる箇所はそれでいいですが、1%刻みでの回答を強いられると、結局、実額で答えるのとさほど変わらなくなったりもするので、例えば5%刻みでの回答とかも容認するような形で運用いただけると有難いというのが2つ目の意見になります。

○菅部会長 よろしく願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 今の松村委員の御指摘に関しては、もうまさに企業側と御相談と思ってございます。どうしても、細かい1桁まで割合を回答しようとすると、結局金額を無理やり分けることになってしまうというような声も企業からお聞きもしておりますので、そこはまさに企業でどこまで確認ができるかということもお聞きした上で、御相談というような形かと考えているのが正直なところでございます。

○松村委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、せっかく今回比率記入を入れていただいていますので、報告者の負担の軽減と、一方で実額記入だと未回答のところ比率だったら回答が得られるという回答率向上効果とのバランスをうまく取り、ウィン・ウィンの形で運営していただけたら結構かと思えます。

a、bのところで、私からは以上になります。

○菅部会長 どうもありがとうございます。先ほど成田臨時委員が、売上げは多分セグメントを持っているけれども、仕入れは持っていないと。そうすると、今、松村委員がおっしゃられたように、売上げの方は多分1%でも問題ないが、やはり仕入れの方は少し難しいのではないかと思う。それはやはり実際、相談窓口の方で、そこはつまり売上げと仕入

れと同じ基準で実施するというよりは、売上げは努力数字という感じで、仕入れの方は5%でもということもあり得るのかという感じはいたしますが、この辺りは柔軟に対応していただけたらと思います。

そのほかに御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次のcとdですね。論点cとdについて、御意見、御質問ありますか。要するに、従来の調査との相違への対応ということと、精度を確保するための対応について、御意見、御質問がありましたらお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

松村委員、よろしくお願いいたします。

○松村委員 ありがとうございます。まず、cの②のところで、配当金・ロイヤリティの記入状況が非常に悪く、疑義照会してもなかなか難しいので、次回から把握しないというのは、報告者負担軽減の観点からは妥当な判断だと思います。そこで、そもそもこの配当金・ロイヤリティの回答率がどの程度なのかと、これ以外に同程度の回答率の設問はありますかというのが、まず御質問です。

○菅部会長 いかがでしょう。これはすぐ答えられますか。それとも持ち帰りで、大丈夫ですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 ありがとうございます。結果的な部分になってしまいますけれども、最終的に回答率というところで言うと、5割に行っていないというのが結果でございます。

○松村委員 あと、同程度の回答率の設問というのはあるのですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 ほかのところは、最終的には疑義照会もさせていただいた結果としては、ほぼほぼ100に行っているところがございます。ただ、仕入れ及び売上げの内訳のところについては、最初から3割は未記入、疑義照会をしてもなかなか回答が増えないというのが正直なところでございます。

○松村委員 ありがとうございます。そうした中で、配当金・ロイヤリティの項目は無くすことに関して、ユーザーから特段の意見というのはなかったということでしょうか。先ほど言ったように、仕入れの項目もかなり未記入率が高いのですが、後者は比率回答も導入して何とか頑張ります、前者はやめますという判断に至った差というのは何なのでしょうか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 まず、後者の方の比率でも把握したいというのは、やはり現地法人の事業活動として、地域別の取引も含めた部分で状況確認したいというのが、私どもの省内含めた部分での最大のポイントでございます。他方、ロイヤリティ・配当金の部分については、記入率も悪くということについては内閣府も含めて説明等をして、省内も最終的には仕方なしというような判断をしたところでございます。

○松村委員 そうすると調査項目に対するニーズや重要性の違いが、そこで大きく出たということですか。つまり、ユーザーの意見も聞きながら勘案したということですか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 はい。正直、私ども実施者としての苦労も含めて、公開された企業情報を確認してもやはり取れないものは取れ

ないという部分も説明した上で、意見交換した上での結果でございます。

○松村委員 ありがとうございます。

続けて、cのほかの項目も聞いてもよろしいですか。

○菅部会長 お願いします。

○松村委員 cの③ですが、今回の変更を丁寧に周知されるということで、これは大変有難く良い取組と思っています。しかも、企活と海事調査の窓口が違う場合も多いので、できれば、それぞれに対して今回の変更について、調査の意義も含めて御説明いただければと思っています。そこで、それぞれの窓口に連絡するための手段というのは、どういう形を考えておられるのかというのが1つ目の質問です。電話なのか、メールなのか、何なのかということです。2つ目として、前述の通り企活と海事調査の窓口が違うことが多いのですが、その場合はそれぞれに、そういった御説明をされるということでよろしいのでしょうか。この2点でお願いします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 私ども、例えば担当者の方の電子メールのアドレスが全て分かっているかということ、記載いただいているものについては情報管理していますが、ほとんど記載されていないのが多いということで、分かるのは企業名、住所、担当の方の部門、御担当者の氏名になりますので、御連絡という意味で言うと郵便ということがまず一番最初に考えているところでございます。

それで、それぞれの部門、調査の窓口の方に御連絡をした方がいいのか、まずは企活の御担当者の方に前年の海事調査での御担当者の方の情報も御連絡させていただいた上で、このような形で令和8年から調査体系が変わりますということの説明をまずは企活の御担当者の方にした方が、企業としての対応を決めやすいという声も実は少し一部の企業からいただいていることもあるものですから、正直なところ、まだ具体的にこうするということは決めかねています。ただ、考えていますのは、我々が持ち得る情報の中で、効率的にどのようにお伝えできるかということで考えたいというのが正直なところでございます。

○松村委員 ありがとうございます。そうしますと、まず知らせ方の優先順位としては、企活の御担当の方に、郵便で知らせるというのが第1順位であって、郵送後に電話等をされるというイメージでしょうか。「お伝えする」という日本語は非常に意味の幅が広いのですが、その辺り、今お分りの範囲で教えていただければと思います。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 郵送した後、当然ながら放ったらかしということは当然せずに、できれば事務局から、御相談ございますかも含めた部分でコールをさせていただきたいということも念頭にしております。

○松村委員 ありがとうございます。非常に丁寧にやっていただけるということですので、大変ありがたく思います。今回、先ほど宮川臨時委員からもありましたけれども、従前海事調査に回答していない企活の回答会社もかなり出てくるのが想定されるので、より丁寧に御周知いただければと思っています。

私からは以上です。

○菅部会長 よろしいでしょうか。今のは大変重要で、例えば前回はの方が御回答いただけましたというのは、結構伝えた方がいいかもしれないですね。要するに、企活の方は

海事を回答したことがないので、これ、誰がやったのだろうみたいな話に多分なと思うでしょうね。そのときに何々部の何々さんのところが前は窓口でしたというふうに振ってあれば、社内で連絡が行って、どうやって回答したのですかという話になるので、そのようなのは伝えた方がいいかもしれないですね。

ほかに c と d に関して御意見、御質問ありますでしょうか。今、滝澤専門委員がお入りになっておられますので、滝澤専門委員、いかがでしょうか。これ、今、海事調査が企活の中に入る話に関して論点 a、b、c、d とあるわけですが、多数の論点があるのですけれども、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

○滝澤専門委員 遅れて申し訳ありません。私自身、まさに今両方とも研究に使わせていただいているものですから、非常に身近に感じております。

それで、すみません、恐らく b のところで議論されたのではないかなと思うのですけれども、今回 2 割ぐらい海事の現地法人が対象外になるという理解でよろしいでしょうか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 はい、そのとおりでございます。

○滝澤専門委員 その 2 割というのはどういう現地法人、その特性を知りたいのでけれども、外れてしまう理由ですね。対象外になる理由です。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 外れてしまう最大の理由は、今回、対象となります国内企業の母集団を企活の母集団にしますので、業種で言いますと、例えば純粋持ち株会社が企活では対象外になります。そこが一番大きいというのが。

○滝澤専門委員 はい。たしか事前の説明にもそうやって御説明いただいて。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 それで、現地法人のところで言いますと、今回対象外になる現地法人の業種はいろいろな多業種でございますが、規模という見方をすれば小さい現地法人、事業活動をしているところがほとんどでございますので、そういった意味で小さいから対象外になっていいという考えではないのですけれども、パネルデータも含めた利活用面という意味で言えば、それほど影響がないのかなというのが私どもの考えでございます。

○滝澤専門委員 分かりました。そうすると、現地法人数で言うと何社ぐらいがもう調査対象外になるということでしょうか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 現在の海事調査の現地法人約 2 万 6,000 現地法人に御回答いただいておりますが、そのうち約 5,200 が対象外になります。

○滝澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

それから、c の②のところのロイヤリティのところですが、これもといいますか、私どもの研究では今回は使用していないのですけれども、現地法人からの収益というような分析をされているような研究者もいたように思うのですけれども、これにつきましても報告者・回答者の負担軽減と、なおかつ回答率が悪かったからという、そんなような理由でしょうか。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 ありがとうございます。
現地法人からの受取収益、配当金・ロイヤリティの項目でございますが、現在の調査でも御回答いただけているのは半分にも満たないというのが実態でございます。全て疑義照会をさせていただいておりますけれども、正直お答えできないという企業もいらっしゃいますし、分からないという企業がほとんどでございます。正直私どもは、現地法人の数も含めて現在の海事が全てとは正直思っておりません。現地法人の数というのはどこに正しい数字があるのか、私どもは分かりませんが、そのような海事調査の中で引き続きこのロイヤリティ等々を把握するということの必要性は、やはり報告者の負担ということも考えた場合に、継続しないというような判断をしているところでございます。

○滝澤専門委員 ありがとうございます。この点に関しては以上です。

○菅部会長 そのほかに御質問、よろしいでしょうか。この2点でよろしいでしょうか。

○滝澤専門委員 はい、ありがとうございます。

○菅部会長 そのほかに、このa、b、c、dに関して御意見、御質問等ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

かなりたくさんのお意見いただいて、どちらかというとコメントに近いものが多かったように思われます。この海事調査を企画の中に、現地法人の活動実態を把握する調査事項の追加に関しては、御了承いただけたのではないかと思います。御意見を幾つかいただきましたけれども、特段にこうなさいという修正はなかったように思います。どちらかというとききちんとした説明を尽くして、報告者が混乱しないようにしていただきたいということでございました。

○植松総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室統計審査官 用語の整理だけは、もう少し検討を要するのではないのでしょうか。

○菅部会長 用語の整理ですね。確かに、用語の整理については成田臨時委員からも一点ありましたので、それについてはちょっと整理して確認していただけたらと思います。これは画期的なことであるので頑張ってやっていただくとともに、ユーザーは多分相当面食らうくらい数字が変わってしまうこともあり得るので、十分な説明をお願いしたいと思います。

もう一つ、集計事項の変更というのがございます。審査メモの4ページにあります集計事項の変更について、事務局から審査状況の説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査官室調査官 それでは、資料2の審査メモの4ページのイの集計事項の変更のところを御覧いただければと思います。今回、海外現地法人調査票、今、御審議いただきましたが、調査票の新設に併せまして、調査計画上、集計事項についても海外現地法人の活動実態に係る事項を今回追加するというものでございます。

審査の状況でございますけれども、詳細につきましては次の5ページの表3を御覧いただければと思います。集計事項につきましては、海外事業活動基本調査と集計事項については、ほぼそのまま踏襲をしているところでございます。1点ちょっと、真ん中あたりの本社企業と現地法人のクロス集計表のところがないというところでありますので、そこら

辺りは、後ほど御説明をいただくことを想定しております。

こちらの新たな海外現地法人に関する集計結果でございますけれども、本調査は調査実施年の翌年1月末までに公表する速報と、6月末までに公表する確報の二段階で集計結果を公表しているところでございまして、今回追加する集計事項につきましては、確報のところで公表する計画ということでございます。

6ページの方に移っていただきまして、(イ)でございますけれども、審査状況につきましては、内容の審査等に用いるものを除き、調査事項が全て集計で用いられていることから、審査部局としてはおおむね適当であると考えておりますけれども、論点a、bに書いてありますとおり、利活用の観点から、海事調査でこれまで提供していた集計表との違いや、ほかに必要な集計事項などについて確認する必要があると考えております。

事務局からの説明は、以上でございます。

○菅部会長 それでは、各論点につきまして調査実施者から御回答をお願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 それでは、論点を2つほど挙げていただいております。

まず、1つ目のaでございますけれども、本社企業票とのクロス集計を海事調査では行っておりましたが、同様の集計を改正後は行わないということを考えてございます。必要ないのかという論点でございます。ほかに、基幹統計調査として必要と考えられる集計事項はないかというのがaの論点でございます。

続いて、bでございますけれども、海事調査では毎年調査実施年の5月下旬までに確報という形で公表しておりますが、変更案でございますが、結果的に企活の確報の6月公表というところから言うと、1か月公表が後ろ倒しとなる。この点について、利活用上の影響はないのかという論点bでございます。

まず、論点aについて御回答させていただきます。海事調査の利活用状況について、省内及び二次利用申請者も含めて確認をさせていただいたところ、最初の方で御説明させていただいたとおり、海事調査については海外現地法人に関する情報の利用が圧倒的に多くて、本社企業票、こちらの利用ということはかなり少ないというのがそもそもございまして、結果的にクロス集計している集計表についての利用実績について確認したところ、非常に低いということから、今回の改正後の案としましては、限られた私どものリソース、実施事務局もそうでございますけれども、統計全体の精度確保というために活用する前提として、このクロス集計については行わないということを考えてございます。

実際、ホームページのアクセス数、集計表ごとのe-Statの方も確認しましたがけれども、決してアクセスがないということではないのですけれども、実際に閲覧されている方についても確認したところ、見てはいるけれども、自分の研究ですとか政策上の検討に当たってクロス集計表は使っていないというような声を確認しているところでございます。なお、将来的な課題としましては、もしクロス集計の必要性ということがまた要望で強くある場合には、検討させていただくというようなことを考えているところでございます。

続いて、論点bでございますけれども、冒頭御説明させていただいたとおり、企活調査と海事調査、二次利用申請でも両方の統計調査をまさに同時利用される申請がどんどん増

えている傾向であることも含めまして、海事調査の現地法人の情報の結果が企活の確報と同時に becoming、結果的には問題ないというような声を政府内及び二次利用のヘビーユーザーの方々に確認をしてございますため、改正案で言う企活調査の確報公表時期に、翌年6月末になりますけれども、結果的に公表となっても影響はないと考えている次第でございます。

以上です。

○菅部会長 以上の集計事項の変更について、御質問、御意見をお願いします。よろしいでしょうか。

どうぞ、宮川臨時委員、よろしくお願いします。

○宮川臨時委員 御説明ありがとうございました。宮川です。

これ、クロス集計表をなくしてしまうことについて、ここでは限られたリソースをとというようなお話だったのですが、内容を拝見すると、これは資料2の方の5ページのところで、これ自体はそんなに大変そうには見えないようなものではあるのですが、大変そうなのというのは、例えば何か秘匿がいっぱい発生していて作るのに甚大な負担を生じているとか、表が何十枚もあるとか、だからこれは分類にもよるのだと思いますけれども、分類を粗くしてでも、例えば粗くしておけば作れるということなら、これをせっかく企活と海事を統合して一緒にしたのに、その調査票を完全に別々にだけ公表するというのは何かもったいないなという実感はやはりありますよね。

それで、今ここではニーズが低いとお話ありましたけれども、今aの方に書いてありましたけれども、一方でbの方では、国内本社企業と海外現地法人を含めて海事と企活を両方申請するという話を書いてあるわけです。要は接続する人が多いわけですね。そういう観点で言うと、いや、何かこれが本当に甚大な手間がかかることだったらまだ納得できるかもしれないのですが、これを全部削除するということについて何か特段の理由があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○菅部会長 よろしくお願いいたします。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 ありがとうございます。クロス集計表が作るのが面倒とか、秘匿処理がいっぱいなのということではなくて、まず私どもは、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、結果的に現地法人の数が分からない中で、どれだけ増えるのかということも正直なところありまして、まさにその審査事務といいたしましうか、その部分での想像ができないというところもあって、そういった意味で、全体のところにリソースを使いたいというのが正直なところでございます。

それで、現在の海事調査でのこの集計表、一つ一つ含めて利用者との話をしたのですが、結果的に宮川臨時委員がおっしゃるとおり、ここの部分というのは利用者の方々が自分で作られているのが実態なのだというのも正直分かったところでございます。そういった意味で、業種別も含めて現在作っている海事調査でのクロス集計表というのは、利用の頻度と申しましうか、求められる位置付けというのは大分、過去に比べれば相当減ったのだなということを考えた上での今回改正案というふうに御理解いただければと思います。

○菅部会長 よろしいでしょうか。

○宮川臨時委員 いや、何とも言えないところですけども、だから二次利用者のニーズということと、多分集計表をぱっと見て何か把握するという人のニーズというのはやはり少し違うのだろうなと。これは別に今回だけの話ではなくて、やはり今、二次利用が盛んになってきているので、二次利用が全てのニーズだみたいな方向で全体的に行っているような気もするのですけれども、それだったら本当に別に集計表の公表ではなくて、マイクロデータを全部使えばいいという話になってしまうので、そこが本当にニーズなのかというのは、二次利用者をメインに考えるというのはどうなのかという思いもありますし、今回の変更は、本社と現地法人を両方統一的に接続して調査するという話が目玉なのだとすると、やはり少しもったいないなという気はしますけれども。

今後、ニーズに応じてまた要望が強ければ検討するというお話なので、今回初めてなので、今回やってみていただいて、今後少し余裕ができたとしてもいいかもしれませんけれども、実は私はこのクロス集計表を使ったことがあるのですが、自分で見たことがあるぐらいなので、むしろ本当はクロス集計のところを非常に細かい数字を出してもらった方が、逆に使いたいという人だっているかもしれないぐらいだと思うのですね。だからこそのやはり両方、マイクロデータを企活と海事と2つ申請するわけですよ。だからそれを接続したいと。だから、そこは、もちろんマイクロデータでそれはやってくれという考えもあるとは思いますが、やはり国内の企業がどう海外でやっているかという、その接続というのはかなり重要なことだと思うので、今後の検討課題でもいいと思いますけれど、今回は初回なのでしようがないとしても、是非これは今後ちょっと検討していただくといいのではないかと考えております。

すみません。以上です。

○菅部会長 よろしくお願いいたします。

○田邊経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室室長 ありがとうございます。経済産業省でございます。

先ほど菅原の方からも少し説明しましたとおり、これは今回現地法人を企活という基幹統計の中に入れて調査をしていくということですので、極端なことを言いますと、一般統計の調査、集計、審査というよりは重さが全然違ってくということでございます。慎重にしっかりと集計に向けて審査をしていくということ、今回この形のものを入れることによって、公表時期も若干後ろ倒しになってしまうようなタイミングもありますので、このような事務の内容も少し考慮させていただいた上で整理をさせていただいているところもございます。

宮川臨時委員が御説明いただいたとおり、この後、将来に向けてやはりこのクロス集計の要望が非常に強いということであれば、しっかりとそこはまた検討して対応できるよう準備をしていきたいと思っておりますので、御理解のほどいただければと思います。

○菅部会長 ほかに御意見、御質問ありませんか。

私から1つだけあって、これは論点になっていませんけれども、第4表が、これ、出し方が難しい。要するに、概念が変わってしまうから断層が出てしまうわけですね。これ

は非常に出し方が難しいと思うのです。その注意書きに書くか、いっそのことなくてもという気もしなくもなく、かえって断層がはっきりと見えてしまうくらいだったら出さなくともという気もする。要するに、これまでの企活の報告書には当然載っているわけで、多分この後、かなり違うものになるわけですね。数も含めて、傾向も大分違うでしょうから、この辺りどうなるのか何かお考えとかあるのでしょうかということです。1つは注意書きで誤解ないようにという書き方をするというのもあるしということなのですから。

○菅原経済産業省調査統計グループ構造・企業統計室統括統計官 この辺りは、細かく出したいと思ってございますので、まさに間違えて誤読されないようにといいたし、数字だけ独り歩きしないように、そこは結果としては8年調査のみのデータを公表したいと思っておりますが、利用上の注意も含めた部分で、利用者が混乱しないようにといいたし、誤読されないように、御説明は丁寧にしたいということを考えてございます。

○菅部会長 ちょっと難しい。つまり、何と言ったらいいか、海外現地法人が極端に増えているように見えるとか、そのようになってはいけないという気はしているのですけれども、これについて配慮していただいてという形だと思いますが。

いかがでしょうか。ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

今回の件に関しては、宮川臨時委員からもあったように、意義からすると本来はクロス集計表を作るべきではあるけれども、審査事務等を考えると調査票として今回落とすことはやむを得ないけれども、将来復活することも含めて議論を残すということですね。

あと、やはり時系列の公表に関しては全然違うものに一旦なる可能性もあるので、そこあたり、どう注意書きで書くか。やはり書きづらいですね。その断層が生まれているということを、書きづらいのだけれども、やはり説明しておかないと、かつて工業統計でありましたよね。転売の取扱いを変えたときに全然断層が生まれてしまっただけという、あの辺りもやはりかなり混乱したと思うので、やはりそういうところは少し書いていただけたらと思います。

そのようなことで、この集計事項の変更に関しては御了承いただけたのではないかなと思います。

それでは、これで大体今回の議論に関してはできたようですので、これはこちらの方ですね。ちょっと手際が悪くてすみません。そういうことで、大体、今4時46分ですので、次の議論に入ってしまうとちょっと時間オーバーしてしまいますので、ここで予定とした時間となりましたということで、本日の審議をここまでとさせていただきたいと思っております。

第2回の部会では、残りの事項について審議を行いたいと思っております。また、本日の部会での審議の模様につきましては、6月の統計委員会において私の方から御報告させていただきます。

それでは、事務局から御連絡をお願いいたします。

○松本総務省政策統括官（統計制度担当）経済統計担当統計審査員室副統計審査官 事務局でございます。本日は熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

次回の部会は再来週、6月9日月曜日、10時から開催いたします。次回もウェブ併用と

いう形で開催させていただきます。

それから、本日の部会の内容につきまして、追加の御質問ですとかお気付きの点等ございましたら、今週金曜日、30日15時までにメールで事務局宛てに御連絡をいただければと思います。

本日の部会の議事録については、事務局の方で作成次第、またメールで御照会させていただきますので、こちらについてもメールが届きましたら御確認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○菅部会長 以上をもちまして、本日の部会を終了といたします。次回の部会審議もよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。